平成２３年（フ）第２５５号
群馬県伊勢崎市香林町１丁目155番地５
債務者　野原メルセデス（ＮＯＨＡＲＡ　ＤＥ　ＯＶＩＥＤＯ　ＭＥＲＣＥＤＥＳ）
１　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２６５号
群馬県前橋市三夜沢町590番地11
債務者　松崎ふさ江
１　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第５３号
群馬県安中市原市１丁目11番30号
債務者　小林　孝裕
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２０１号
群馬県高崎市大八木町761番地３　トリプルハイツＢ101号
債務者　石渡美友紀
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２０９号
群馬県高崎市菅谷町598番地１　菅谷タウンハイツ103号
債務者　鈴木　　正
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１６９号
相模原市中央区東淵野辺４丁目18番４号　リセエンヌ106
債務者　堀田　　俊（旧姓牛木）
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１７６号
相模原市南区旭町15番36―809号
債務者　小野寺里美
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２２４号
相模原市南区当麻1111番地23
債務者　椎名　彩乃（旧姓古舘）
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２２９号
相模原市中央区矢部１丁目２番３号　シルフィード相模原806
債務者　平田千賀子（旧姓杉田）
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２６０号
相模原市緑区下九沢2443番地３
債務者　石橋　　諭
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２６７号
神奈川県座間市立野台２丁目25番21号　フレンドポート座間第２―102号
債務者　松本　正則
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２７４号
相模原市南区上鶴間６丁目19番８号　清和ハイツ203
債務者　杉本英吏子（旧姓椎名）
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２７５号
相模原市中央区相模原４丁目７番19号　シャテロ白井201号
債務者　相原　凉子
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２７６号
相模原市中央区相模原４丁目７番19号　シャテロ白井201号
債務者　相原　勝美
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２７８号
相模原市緑区中野２番地６
債務者　土田　　瞳
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６２７号
京都市伏見区竹田田中宮町47番地10
債務者　川上　妹子（債務発生時の姓吉村）
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６３２号
京都市山科区西野離宮町36番地４　洛東タクシー株式会社
債務者　横山　博幸
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６８０号
京都市上京区烏丸通上立売上る東入相国寺門前町647―22、住民票上の住所京都市上京区上御霊南門東入相国寺門前町670番地の９
債務者　西村　京子
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係